

福利の広場

Fukuri no Hiroba

No.

181

2024年
7月発行

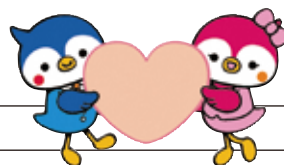
Contents! 〈目次〉

- 2 | メンタルヘルス研修用DVD貸出しています
東北中央病院 メンタルヘルス相談
- 3 | 公立学校共済組合山形支部の組合員が利用できる相談窓口のご案内
- 4 | 令和6年度特定健康診査・特定保健指導のご案内
- 5 | 令和5年度教職員定期健康診断受診結果のお知らせ
令和6年度歯周疾患検診のご案内
- 6 | 健康ウォーキング事業 ご参加ください!
ルネサンス 法人会員キャンペーンのお知らせ
- 7 | スポーツや芸術に触れてみませんか?
令和6年度リフレッシュ補助券をご活用ください
- 8 | 短期給付からのお知らせ
お知らせ1 被扶養者の資格を確認します
お知らせ2 届出を忘れてはいませんか?
お知らせ3 育児休業手当金の給付期間延長について
ご存じですか? 育児休業取得給付金
お知らせ4 柔道整復師の施術を受けられる方へ
入学祝金の請求はお済みですか?
- 12 | ご存じですか? 年金払い退職給付
- 13 | 定年引上げに伴う貸出事業の取扱いについて
- 14 | 令和5年度決算概要 公立学校共済組合 山形支部
75歳以上の組合員の皆様へ
- 15 | 令和5年度決算概要 山形県教職員互助会
- 16 | マイナ保険証使っていますか?



メンタルヘルス研修用DVD貸出しています

公立学校共済組合山形支部では、組合員の皆様の心の疾病予防と健康づくり及び所属所のメンタルヘルス対策を支援するため、職場研修用のメンタルヘルスDVDを貸出しています。



貸出対象	各所属所及び組合員で構成される団体
貸出期間	返却にかかる輸送期間を含めて1週間以内
貸出費用	無料です。ただし、返却する際の輸送費は利用者負担となります。
申込方法	支部担当者へ事前連絡のうえ、「(様式1号)メンタルヘルス研修用DVD貸出申込書」をメール、郵送またはFAXで提出してください。
利用報告・返却	貸出期間満了日までに、「(様式3号)メンタルヘルス研修用DVD利用報告書」を添えて、返却してください。

< 貸出DVD >

- 『教員のためのメンタルヘルス』(全3巻、約63分)
- 『若年層向けメンタルヘルス講習会』(全1巻、25分)

令和5年度、わだ心療内科クリニック(山形市)の和田由紀臨床心理士にご講演頂いたものを収録しています。



お問い合わせ先 ☎ 健康管理担当 023-630-2882

東北中央病院

メンタルヘルス相談

メンタルヘルス相談では、ストレスケアに関するカウンセリングを行っております。

● 完全予約制です。電話かオンラインでお申し込みください。

* オンライン申し込みでは、予約調整フォームを送信いただいたから1週間以内にご入力いただいた電話番号に連絡を差し上げます。その電話で、相談の予約日を確定いたします。オンラインから、**直接のご予約は出来ません**のでご注意ください。

* お急ぎの場合、または送信後に1週間以上連絡がない場合には、予約専用電話までご連絡ください。

● 対象: 組合員とその被扶養者の方

● 相談料: **無料**(1人1年度あたり3回まで) 本部規定による交通費が支給されます。組合員証をお持ちください。

予約専用ダイヤル
☎ 0120-81-4898
[受付時間] 平日9時~17時まで



オンライン
予約調整
フォーム



相談日時	メンタルヘルスカウンセラー
平日月曜日~金曜日 → 9:00~17:00	カウンセラー(臨床心理士・公認心理師)
毎月第1木曜日 → 13:00~17:00 ※第1木曜日又は翌日が祝日の場合は第2木曜日になります	精神科医師
毎月第1・3土曜日 → 9:00~17:00	カウンセラー(臨床心理士・公認心理師)
毎月第2・4土曜日 → 13:00~17:00	カウンセラー(臨床心理士・公認心理師)

* 初回は原則、対面での相談となります。

* 平日と第1、2、3土曜日は女性カウンセラー、第4土曜日は男性カウンセラーが対応します。

* カウンセラーには守秘義務があります。カウンセリングで知りえた情報を本人の同意なくして他の誰かに伝えることはありませんので、安心してご利用ください。

* 現在、精神科・心療内科等に通院中の方は、主治医へ相談し了解を得たうえで申し込みください。

公立学校共済組合山形支部の組合員が利用できる相談窓口のご案内

《こころの相談》

メンタルヘルス健康相談

県内4医療機関にて専門医が相談に応じます。

■対象者 組合員とその家族、職場の上司
(ただし、メンタル関係で治療中の方を除きます。また、相談内容は組合員本人に係るものに限ります。)

■利用料 無料(治療に入った場合は一般診療扱い)

■利用方法 完全予約制
(共済組合事業の相談であることをお伝えください。)

医療機関	電話番号
わだ心療内科クリニック(山形市)	023-624-0246
PFC HOSPITAL(新庄市)	0233-22-2047
佐藤病院(南陽市)	0238-40-3170
なごみクリニック(鶴岡市)	0235-29-3753

※服務上の取扱いは、県・市町村の「職員の職務に専念する義務の特例に関する条例」の定めによります。

東北中央病院 メンタルヘルス相談

精神科医やカウンセラー(臨床心理士)が面談でお話を聞きます。

■対象者 組合員とその被扶養者
(ただし、メンタル関係で治療中の方は、主治医の許可が必要です。)

■利用料 無料(1人1年度あたり3回まで)

■相談員 精神科医▶第1木曜 13:00~17:00
カウンセラー▶月~金曜 9:00~17:00
第1・3土曜 9:00~17:00
第2・4土曜 13:00~17:00

※女性カウンセラー対応日▶平日、第1・2・3土曜

■利用方法 完全予約制 0120-81-4898

(予約受付時間:平日9:00~17:00)

※詳細は2ページ下段をご覧ください。

Web相談(こころの相談) 《公立学校共済組合本部事業》

電話や面談ではメンタルヘルスに関する相談をしづらい方のために、Web上で24時間ご相談を受け付けます(臨床心理士が3営業日以内に回答)。

■対象者 組合員とその被扶養者

URL:<https://www.mh-c.jp/> ※ログイン番号783269

電話・面談メンタルヘルス相談 《公立学校共済組合本部事業》

臨床心理士がプライバシー厳守でカウンセリングを行います。

■対象者 組合員とその被扶養者

こころ晴れ晴れ

0800-700-5680

【電話相談】 ■受付時間 月~土10:00~22:00
(祝日・年末年始を除く)
■利用時間 1回20分程度

【面談】 ■面談予約 月~土10:00~20:00(祝日・年末年始を除く)
■利用時間 1回50分程度(1人年5回まで無料)
■面談場所 山形市等全国主要都市のカウンセリングルーム

LINEメンタルヘルス相談 《公立学校共済組合本部事業》

(心ほっとサポート@公立学校共済)

公認心理師・臨床心理士等がLINEでお悩みにお応えします。

■対象者 組合員

■利用時間 毎週土・日・月
18:00~22:00
(祝日・年末年始も受け付けます)

■利用方法 右の二次元コードから友だち追加してください



《介護の相談》

介護電話相談 《公立学校共済組合本部事業》

介護全般に関するご相談に、ケアマネジャーや社会福祉士がお応えします。

■対象者 組合員とその被扶養者

■相談日 月~土10:00~18:00(祝日・年末年始を除く)

■利用時間 1回20分程度

介護 ご納得

0120-515-579

《体の相談》

教職員電話健康相談24 《公立学校共済組合本部事業》

健康に関するご相談に、保健師等の専門家が24時間・年中無休で応じます。

■対象者 組合員とその被扶養者

■相談内容 一般健康相談、専門医相談(予約制)、小児救急相談等

■利用時間 1回20分程度

やさしく

0800-777-8349

女性医師電話相談 《公立学校共済組合本部事業》

女性医師による女性疾患についての相談を中心とした女性向けサービスです。【予約制・女性限定】

■対象者 組合員(女性)とその被扶養者(女性)

■相談日 月~土 10:00~21:00
(祝日・年末年始を除く)

■利用時間 1回20分程度

女性医師ご納得

0120-215-579

令和6年度特定健康診査・特定保健指導のご案内

被扶養者

「特定健康診査」の受診券を配付しております【無料】



令和6年4月1日現在で39歳から74歳までの被扶養者の方に、組合員の所属所を通して「**特定健康診査受診券(有効期限:R7.2.28)**」を順次配付いたします。

「受診券」を使うことで、特定健診は**無料**で受けることができます。

生活習慣病の予防・早期発見のため、積極的に特定健診を受けましょう!

- ◆ 受診したい健診機関に事前に受診日時を予約してください。
- ◆ 受診の際は「**受診券**」と「**被扶養者証**」を**忘れず**に持参してください。
(※**被扶養者資格を喪失した日以降は受診できません。**)
- ◆ 市町村検診でも受診できる場合があります。詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。

組合員と被扶養者

「特定保健指導」を受診しましょう!【無料】

特定健診(組合員は定期健診や人間ドックで代替)の結果、メタボのリスクがあると判明した方に、「**特定保健指導利用券(有効期限:R7.3.31)**」を秋以降、順次配付いたします。

特定保健指導では、管理栄養士等の専門家がみなさまの健康や生活習慣の改善に向けたアドバイスをします。**無料**で受けることができますので、この機会を利用して、脳卒中や心臓病、糖尿病などの生活習慣病を予防しましょう!



- ◆ 特定保健指導を受けるには、次の3つの方法があります。(いずれか1つの方法での受診です。)

1.案内状記載の実施機関で受ける。	ご自身で実施機関に予約の上、利用券を持参してください。
2.人間ドック時に受ける。	組合員本人のみ。一部のドック実施機関に限ります。
3.所属訪問型で受ける。	組合員本人のみ。委託先が特定保健指導を実施します。 【委託先:SOMPOヘルスサポート(株)・RIZAP(株)】

詳細は、受診券・利用券に同封の案内文または公立学校共済組合山形支部ホームページをご覧ください。

山形支部トップページ



特定健康診査・特定保健指導の手続き

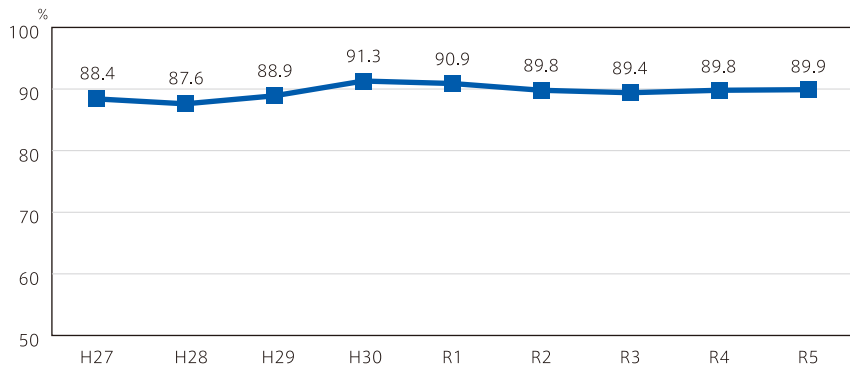


お問合せ先 ☎ 共済組合 健康管理担当 023-630-2882

令和5年度 教職員定期健康診断受診結果のお知らせ

昨年度の定期健康診断の受診者は、市町村立学校4,975人、県立学校3,089人、県教育委員会事務局425人、合計8,489人で受診対象者の99.9%の方が受診されました。精密検査受診率の推移は以下のとおりでした。

精密検査受診率の推移 (%)



※市町村教育委員会(市町村立学校) + 県教育委員会

(令和6年3月31日現在)

令和5年度の精密検査受診率は、県教育委員会が88.8%、市町村教育委員会が90.9%でした。前年度と比較すると、県教育委員会は0.2ポイント減少、市町村教育委員会は0.5ポイント増加した結果となりました。

組合員の健康管理・受診率向上のため、各所属所でも受診勧奨をお願いいたします。



定期健康診断の結果、要精検・要医療の対象となった方で、まだ精密検査を受診していない方は、早期発見・早期治療のため早めに受診しましょう。

お問い合わせ先 ☎ 共済組合 健康管理担当 023-630-2882・2816

令和6年度歯周疾患検診のご案内

組合員

「歯周疾患検診」の受診券を配付しております【無料】



令和6年4月1日現在で20歳・30歳・40歳・50歳・59歳の組合員の方に、組合員の所属所を通して「**歯周疾患検診受診券(有効期限:R6.12.31)**」を配付しております。

「受診券」を使うことで、歯周疾患検診は無料で受けることができます。

※今年度から、**検診受診当日に、治療およびメンテナンス等についても、実施が可能です。**

お口の健康は、全身の健康にもつながります。

ぜひ、この機会を使って歯周疾患検診を受けましょう!

◎ 歯周病は怖い病気です…。

- ・歯周病は、全身の様々な病気を引き起こしたり、病気を悪化させる原因にもなります。
- ・歯周病は、歯を失う原因の第1位です。

- ◆ 受診したい**歯周疾患検診事業実施歯科医療機関**に、**事前に必ず電話予約**をしてください。
 - ・予約の際に、公立学校共済組合山形支部の歯周疾患検診であることをはっきり伝えてください。
 - ・**実施歯科医療機関**は、所属所に送付しました「**医療機関名簿**」、または「**当支部ホームページ**」でご確認ください。
- ◆ 受診の際は「**受診券**」・「**受診票(問診票)**」・「**共済組合員証(健康保険証)**」を**忘れずに持参**してください。
- ◆ 詳細は、受診券に同封の通知文または当支部ホームページをご覧ください。

お問い合わせ先 ☎ 共済組合 健康管理担当 023-630-2816



健康ウォーキング事業



ご参加ください!

【前期】令和6年 6月1日(土) ~ 令和6年 6月30日(日)

【後期】令和6年10月1日(火) ~ 令和6年10月31日(木)

令和6年度健康ウォーキング事業を、上記の日程で実施します。前期・後期どちらか一方の参加も可能で、後期からの参加も大歓迎です。

事前の参加申込は不要です。歩数の報告をもって参加とします。また今回は、希望する方に**歩数計を配布**します(要事前申込)。ぜひご参加ください!

無理せず
自分の
ペースで



対象者 公立学校共済組下山形支部組員

参加方法 3人1組のチームまたは個人で参加。事前の参加申込は不要。期間中の歩数を記録し、期間終了後に合計歩数を報告!

歩数計について 後期の歩数計申込締切: **9月13日(金)**
インターネットで「やまがたe申請」にアクセスし、お申込みください。



歩数計申込
二次元コード

★ 詳しくは、各所属所へ送付しているチラシまたは当支部ホームページをご覧ください。

お問合せ先 ☎ 健康管理担当 023-630-2882

～ 法人会員向けキャンペーンのご案内 ～

公立学校共済組下山形支部はルネサンスの法人会員です

筋トレも 無理なく長くメニューの自由度や習慣を作るサポートがあるから!

スタジオレッスンも ジムだけで満足?

サウナも トレーニング後は心とカラダを癒す最高のタイム!

新規の方限定 お得に始めるチャンス!

新登場 法人ジム・サウナおためし会員

5か月間ず——っ!

5,500 円/月 (税込)

1ヵ月間 0円 | 2ヵ月間 5,500円 | 3ヵ月間 5,500円 | 4ヵ月間 5,500円 | 5ヵ月間 5,500円 | 6ヵ月間以降 5,500円 (この後の会員種別)

【ご利用可能時間・エリア】 ●営業時間中、平日ご利用できます。
※24hジム導入店舗のみ、ジムエリアは24時間利用可能(未成年の方は有人時限りの利用となります)。
●ジム、スタジオレッスン、ロッカールームと付帯の施設。プールご利用の場合はMonthlyコーポレート会員など他のプランをご選択ください。

【ご利用期間・条件】 ●最長5ヵ月。新規ご入会者様限定の会員プランで、8ヵ月以上前払型プランで在籍していた方限定となります。
●過去6ヵ月以内に在籍していた方は対象外となります。
●ご利用期間終了後はご入会時に選択された会員種別に変更となります(後から種別変更も可能)。会員プランについては料金ページをご確認ください。

期間限定 **7/27(土) ▶ 9/1(日)**

月額固定 使いたい放題プラン

- ・事務手数料
 - ・月会費 **1ヵ月分**
 - ・タオル&シューズレンタル
通常2,090円/月(税込) **最大2ヵ月分**
- 0** 円

さらに **ルネサンス公式オンラインショップ** ¥2,900OFF クーポンプレゼント!
+ 2人以上同時入会 でそれぞれ / 月会費 1ヵ月分 **1,100円割引!**

都度払い 使う毎にお支払い

1回 **1,980** 円 (税込) | 1Day コーポレート会員

レンタル用品 **入金当日** **0** 円
通常1,760円/回(税込)
タオル(大小セット)・シューズ・Tシャツ・ハーフパンツ

6ヵ月目以降の会員種別等は **こちらをご覧ください!**



店舗の詳細は ▶ **ルネサンス 店舗一覧** 検索

※価格は、ルネサンスに初めてご入会される方で、8ヵ月以上前払型プランで在籍していた方限定となります(1Dayコーポレート会員は対象外)。※過去6ヵ月以内に在籍していた方は対象外となります。
※フィットネス法人会員からコーポレート会員への変更は対象外となります。
※レンタル商品の取り扱いがない店舗やキャッシュレス決済をしていない店舗がございます。事前にご利用店舗のHPをご確認ください。

スポーツや芸術に触れてみませんか？

～令和6年度施設利用補助券をご利用ください～

- **配布対象者** 令和6年12月31日までに組合員資格を取得した組合員の方
(任意継続組合員を除く)
- **利用期間** 令和6年6月1日～令和7年2月28日
- **補助金額** 【運動習慣改善事業】2,000円
【芸術鑑賞支援事業】施設によって異なります
(実施要領または補助券面をご確認ください)
- **対象施設** 補助券綴りの契約事業所一覧をご確認ください
※施設によっては、互助会のリフレッシュ補助券と併用できます！



組合員資格を有していて補助券を受け取っていない方は、
所属所経由でお知らせください

お問合せ先 ☎ 共済組合 健康管理担当 023-630-2882
FAX 023-641-6779

令和6年度リフレッシュ補助券をご活用ください

～新規契約事業所※～

宿泊施設・・・西浜コテージ村
美術館・・・土門拳記念館、鶴岡市立藤沢周平記念館

～変更点～

山交観光株式会社におけるバスの回数券支払いへのご利用は
不可となりましたので、ご注意ください。

～自転車用ヘルメット購入に活用しよう！～

令和5年4月より道路交通法の改正に伴い、自転車用ヘルメットが努力義務となりました。
下記契約事業所での自転車用ヘルメット購入にぜひご活用ください！

- ◎ サイクルショップ山形南店・山形北店・三川店(各イオン店内)
- ◎ イオンバイク天童店・東根店・米沢店 ◎ イオン酒田店
- ◎ モンベル山形店・天童店 ◎ とがしスポーツモンベルレーム酒田店



令和6年度リフレッシュ補助券



(コスモス色、1000円券 × 3枚綴り)

◆ **契約事業所以外では利用できません**ので、ご注意ください。

契約事業所については、「リフレッシュ補助券の綴り」または山形県教職員互助会ホームページをご確認ください。

山形県教職員互助会トップページ

→ 現職会員

→ リフレッシュ事業



お問合せ先 ☎ 互助会 福利担当 023-631-5115



お知らせ 1

被扶養者の資格を確認します

共済組合では年に一度、被扶養者の認定要件を満たしているか確認を行っています。
今年度も対象者には『家族調書』を配布していますので、期日までの提出にご協力をお願いします。

認定を受けたときと状況が変わっていませんか？



！下記の場合は認定取消になります！

- ① 子が就職し、勤務先の健康保険に加入した。
- ② パート・アルバイト等の収入が3か月連続で108,334円を超えた。
- ③ 公的年金の受給が始まり、総収入が年額180万円を超えた。
- ④ 公的年金の他に個人年金もあり、収入が180万円を超えた。
- ⑤ 雇用保険の(失業給付)の受給が始まった。(日額3,612円以上)
- ⑥ 配偶者の収入が増え、組合員の収入を上回った。
(被扶養者を配偶者と共同扶養している場合、収入が多い方へ扶養替えが必要です。)
- ⑦ 別居している被扶養者への仕送りが基準額(仕送り額を含めた世帯収入の1/3以上)を満たしていなかった。

※パート・アルバイトで働く方が、繁忙期に労働時間を延ばす等により、収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明することで、引き続き扶養に入り続けることが可能となる仕組みが作られました。(「年収130万円」の壁への対応)
該当する場合は、各所属の事務担当者にご相談ください。

認定取消の場合、認定取消の事実発生の日まで遡っての取消になります。取消日以降に医療機関を受診している場合は、医療費を返還していただきますので、認定要件を満たさなくなった場合は、速やかに取消の被扶養者申告書の提出をお願いします。

被扶養者の年間収入に関する要件が変更されています

下記の表に該当する方は、新たに認定できる可能性があります。収入要件を確認の上、該当する場合は申請をお願いします。

< 収入要件 >	< 認定基準年額 >
障害を支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障害を有する者	180万円(月額15万円)
60歳以上の者(※公的年金の受給の要件がなくなりました。)	180万円(月額15万円)
上記以外の者(※要件の変更はありません)	130万円(月額108,334円)

※赤字が変更点です



！ご家族にこのような方はいませんか！

- ・60歳以上75歳未満で収入が130万円以上180万円未満の方
- ・障害年金を受給する可能性のある方

詳しく知りたい時や、心配な方がいる場合は、早めに所属の事務担当者にご相談ください。



お知らせ2

届出を忘れていませんか？

以下に該当する場合は共済組合への届出が必要です。忘れずに届出をお願いします。

● 市町村からの医療費助成を受けていませんか？

- ・ 重度心身障がい(児)者医療者証
- ・ ひとり親家庭医療証(親子すこやか医療証等)

持っている場合、医療費助成と共済組合からの給付は重複して受けられないため、医療証の写しを提出してください。(医療証の更新の度、提出が必要です。)

助成が受けられなくなった場合、負担割合が変わった場合もその旨が記載された市町村からの通知(写し)を提出してください。

● 使えなくなった 限度額適用認定証は ありませんか？

有効期限(申請した日の属する月から1年)が過ぎた場合、組合員・被扶養者の資格を喪失した場合には速やかに返却してください。

● 氏名や住所が 変わっていませんか？

転居や被扶養者の別居による住所の変更、婚姻による氏名の変更があった場合、「異動届」や「被扶養者申告書」の提出が必要になります。



● 給付金の請求を忘れていませんか？

病気になったときや、出産したとき等、共済組合からの給付金には自動で給付されるものと、申請しないと給付されないものがあります。申請が必要な給付金の請求期限は2年間です。

(出産費附加金、育児休業手当金、傷病手当金等)

申請の必要な給付金は、4月に配布した『令和6年度 事業のあらまし』をご確認ください。

お問合せ先 ☎ 給付担当 023-630-2884



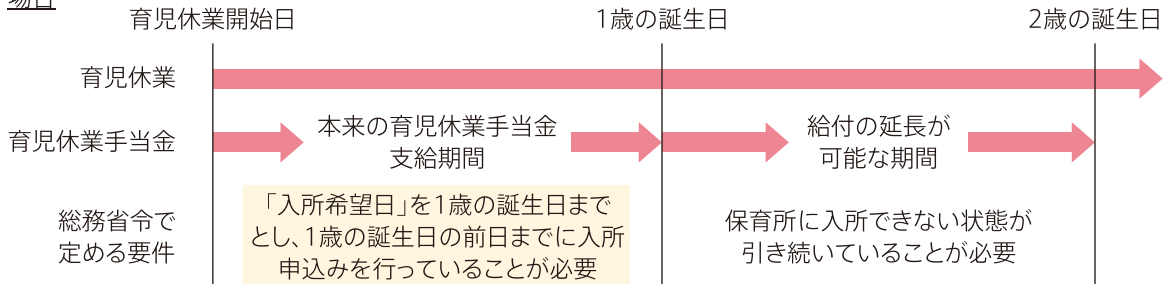
お知らせ3

育児休業手当金の給付期間延長について

育児休業手当とは、育児休業期間中育児休業開始から子が1歳になるまでの所得を補償するための給付です。育児休業により勤務しなかった期間のうち、育児休業の対象となる子が原則1歳に達する日までの期間(土日を除く)について給付されます。総務省令で定める特別な事情に該当する場合は、給付期間が最長2歳まで延長されます。

総務省令で定める特別な事情とは？

当該子が1歳に達する日(1歳の誕生日の前日)までに、**少なくとも1歳に達する日の翌日(1歳の誕生日)を保育所入所希望日**として市町村に保育の申し込みを行っているが、1歳に達する日以後の期間について、その実施が行われない場合



「パパママ育休プラス」制度をご存じですか？

「パパママ育休プラス」とは、組合員の配偶者が、子が1歳に達する日までに育児休業を取得している場合に、組合員の育児休業手当金の給付可能期間が「子が1歳に達する日までの最長1年間」から「子が1歳2か月に達する日までの最長1年間」に延長される制度です。(女性組合員の場合は産後休業期間を含めて最長1年間です。)

お問合せ先 ☎ 給付担当 023-630-2884

ご存じですか？

育児休業取得支援給付金

令和4年9月～互助会では「育児休業取得支援給付金」を支給しています。

男性の育児休業をもっと応援！



< 対象者 >

妻の産後8週間において育児休業を取得した**男性会員**

< 給付対象期間 >

当該育児休業期間(最大8週間)

< 給付額 >

1日につき3,000円(ただし、土日を除く)

請求方法は？

「育児休業手当金 育児休業取得支援給付金(互)請求書」を使用いただき、育児休業に係る辞令の写しを添付のうえ、「育児休業手当金」を所属を通して請求することにより自動給付となります。

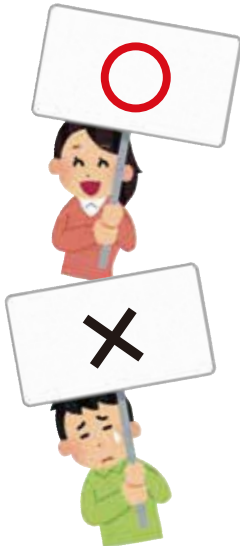
※国家公務員共済組合法及び雇用保険法が適用となる所属(山形大学附属学校園、山形県教職員組合等)については、「育児休業取得支援給付金」のみ請求してください。

お問合せ先 ☎ 互助会 福利担当 023-631-5115



柔道整復師の施術を受けられる方へ

接骨院・整骨院では、病院等とは違い組合員証（被扶養者証）の使える範囲が限られています。受診の際は注意してください。



組合員証が使える時

- 骨・筋肉・関節のケガや痛みで、その負傷原因がはっきりしている場合
- 医師の同意を受けた外傷性の打撲、捻挫、挫傷（肉離れ）、骨折・脱臼

組合員証が使えない時

- × 日常生活による単なる肩こりや筋肉疲労
- × 病院や診療所などで同じ負傷等の治療中のもの
- × 労災保険が適用となる工作中や通勤途中での負傷
- × 第三者加害による負傷

注意!

- ・ 施術を受ける際には負傷原因を正確に伝えてください。
- ・ 「柔道整復施術療養費支給申請書」に署名する際は記載内容をよく確認したうえで署名してください。
- ・ 領収書は必ず受け取って目を通してください。

お問い合わせ先 ☎ 給付担当 023-630-2884

入学祝金の請求はお済みですか？

入学祝金

- 給付額 … 10,000円
- 給付要件 … 子(※)が小学校・中学校・高等学校等に入学したとき
※扶養関係は問いません
- 提出書類 … 「入学祝金請求書」(添付書類は不要)
- 請求の時効 … 入学日から3年間

※夫婦ともに会員の場合は、お子様一人に対し夫婦それぞれが請求できます。



お問い合わせ先 ☎ 互助会 福利担当 023-631-5115

ご存じですか？年金払い退職給付

年金払い退職給付は、被用者年金制度の一元化(平成27年10月1日施行)により、地方公務員の退職給付の一部として、新たに設けられました。この制度は、将来の年金給付に必要な原資をあらかじめ保険料で積み立てる「積立方式」による給付です。年金払い退職給付には以下の3種類があります。

1. 退職年金

右の①から③までの要件すべてを満たしているときに支給されます。

2. 公務障害年金

公務に基づく負傷又は病気により障害の状態になった場合に支給されます。

3. 公務遺族年金

公務に基づく負傷又は病気により死亡し、遺族がいる場合に支給されます。

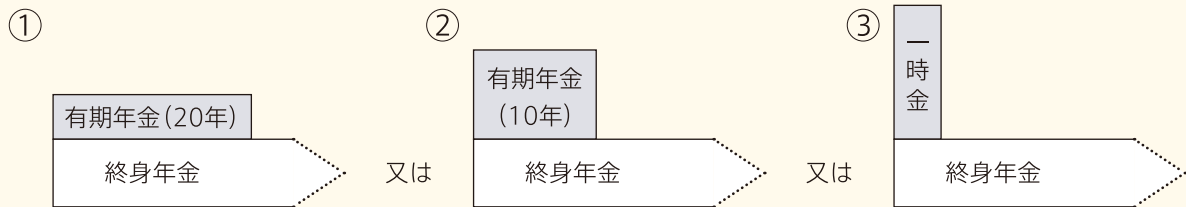
退職年金の受給要件

- ① 1年以上の引き続く組合員期間(注)を有していること
- ② 65歳に達していること(60歳から繰上げ可能)
- ③ 退職していること(65歳に達していても、共済組合在職中は支給停止)

注:平成27年10月1日の施行日に引き続く組合員期間が1年以上あれば、対象となります。

【受給のイメージ図】

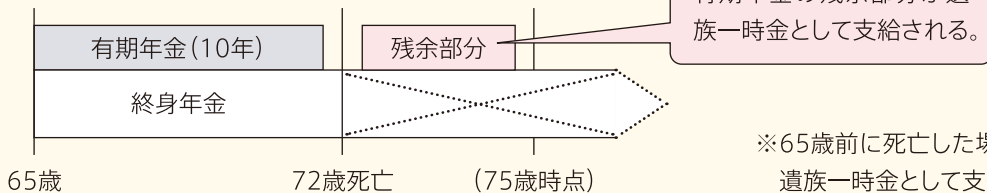
- 支給開始：65歳(60歳から繰上げ可能)
- 半分は有期年金(10年、20年又は一時金から選択)、半分は終身年金として支給。



- 支給権者が死亡した場合、終身年金は終了し、有期年金の残余部分が遺族に一時金として支給。

「遺族一時金」

(例)



※65歳前に死亡した場合も有期年金は遺族一時金として支給。



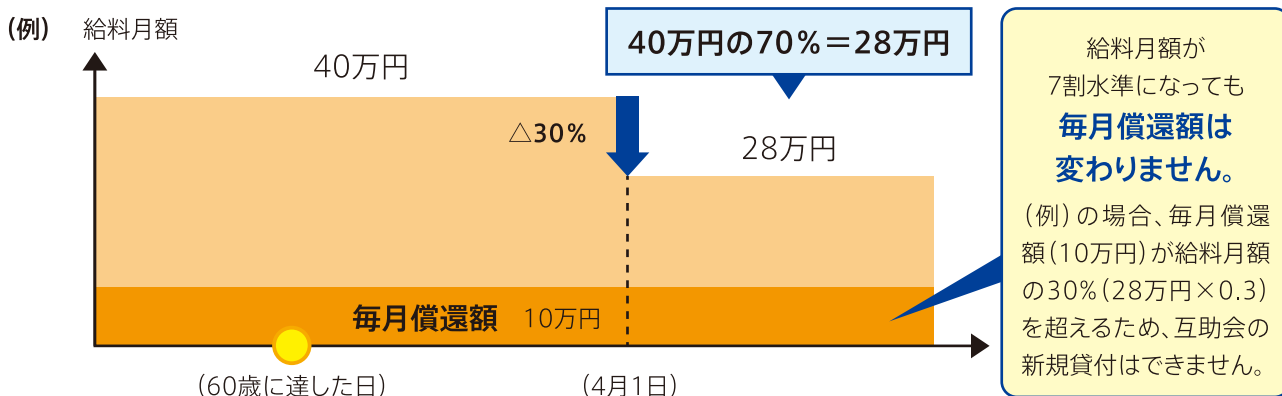
積み立てた額を基に決定した年金額は、原則65歳から支給されます。年金払い退職給付の給付算定基礎額残高に関する情報をお知らせするため、毎年1回、7月に組合員および年金待機者に「年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書」を圧着ハガキでお送りします。

お問い合わせ先 ☎ 年金担当 023-630-2887

定年引上げに伴う貸付事業の取扱いについて

地方公務員法の改正により、令和5年4月から定年年齢の段階的な引き上げが開始されました。

定年引上げ後の給料月額が、60歳に達した日後の最初の4月1日以後、**7割水準となる**ことに伴い、公立学校共済組合・教職員互助会の貸付事業について、下記の点にご注意ください。



Q. 貸付申込は可能？

定年引上げ後も貸付の申込は可能です。ただし、61歳に達する年度からの給料月額は、(60歳に達した年度の)7割水準となるため、貸付申込の際は次の点にご注意ください。

共済組合

年間償還金の合計額(共済組合・互助会・他全ての金融機関分)が、給料月額の4.8倍を超える場合、貸付ができません。

互助会

毎月償還金の合計額(共済組合・互助会分)が、給料月額の30%を超える場合、貸付ができません。

Q. 定年引上げ後(60歳以降)も借入金の返済が続く場合、注意点は？

共済組合・互助会ともに償還額は変わりませんが、上記の通り、**給料月額が7割水準となること**によって、**給料月額に対する返済の負担割合が高くなってしまいます**ので、ご注意ください。

一部繰上償還を行うことで、その後の返済を減らすことができます！

「月々の償還額は変えずに償還回数を減らしたい」、「償還回数は変えずに月々の償還額を減らしたい」というときに、ボーナス支給月等まとまった資金がある際は、ご検討ください。

貸付事業は、皆さまの掛金が原資です。無理のない返済計画のもと、ご利用ください。

※多重債務による貸付保険事故(自己破産や民事再生等)が毎年発生しています。



貸付事業の詳細については、各所属備付けの冊子「福利厚生事務の手引」、各団体のホームページ(公立学校共済組合、山形県教職員互助会)、または下記担当までお問い合わせください。

お問合せ先 ☎

共済組合 貸付担当 023-631-5950
互助会 福利担当 023-631-5115

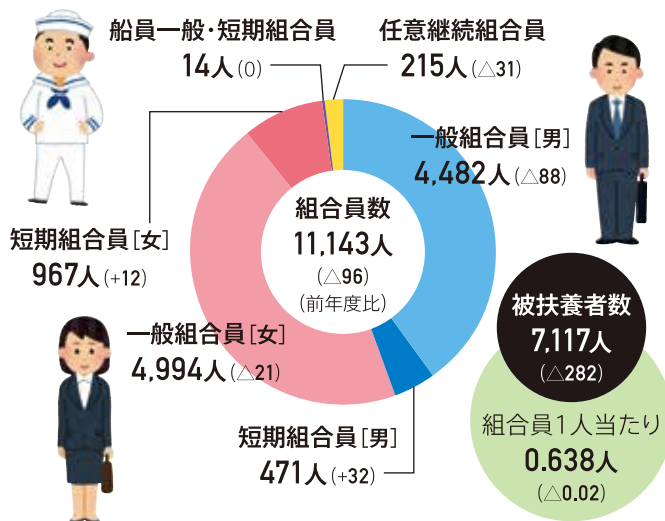
令和5年度決算概要

公立学校共済組合 山形支部

令和5年度公立学校共済組合山形支部決算は、令和6年5月29日の支部運営審議会において承認されました。

1 組合員数・被扶養者数

R6.3.31現在



2 各経理の決算

短期経理

掛金・負担金等の収入総額は、72億6641万3千円となり、これを財源に下記医療費等の給付を行いました。

収入総額と下記医療費等との差額については、本部へ送金し、主に高齢者の医療費等に充てられます。

区分	件数(件)	金額(千円)
保健給付	295,923	3,058,931
休業給付	2,335	412,619
災害給付	3	1,860
附加給付	868	28,956
一部負担金払戻金	1,866	48,587
合計	300,995	3,550,953

保健給付…保険適用となる医療費に係る保険者負担や出産費・埋葬料などの給付

休業給付…育児休業手当金など休業に伴い、給与が支給されない場合に行う給付

災害給付…水震火災などの非常災害により、住居家財の損失に対する見舞いとして行う給付

附加給付…法で定められている給付ではなく、各共済組合が任意で定める給付
(例) 出産費附加金、傷病手当金附加金など

長期給付に係る経理

掛金・負担金等の収入総額は、151億8584万4千円となり、年金の財源として本部へ送金しました。

保健経理

組合員とその家族の心身両面にわたる健康の保持増進及び疾病予防のため、下記保健事業を実施しました。

事業名	金額(千円)	実績等
人間ドック(一泊二日コース)	81,926	1,348人
内視鏡付人間ドック(胃部・大腸)	13,132	185人
内視鏡付人間ドック(胃部)	11,686	187人
人間ドック(日帰りコース)【拡充】	39,572	1,290人
脳ドック	6,357	175人
脳と心のトータルケア付人間ドック	7,959	110人
婦人がん検診	13,027	子宮がん1,303人 乳がん 590人
被扶養者健康診断	1,909	78人
歯周疾患検診	841	158人
こころと体のリフレッシュ講座	301	12所属
生活習慣病予防のための栄養講座	55	41人
健康ウォーキング事業【拡充】	1,036	1,368人
運動習慣改善事業【新規】	281	281人
アンガーマネジメントセミナー	446	36人
メンタルヘルスセミナー【一部新規】	308	835人
メンタルヘルス健康相談【一部新規】	353	相談窓口 2件 出前相談会13人
健康管理図書(パンフレット・書籍)配布	610	全所属
アドバイザー派遣	663	リワーク 38回 メンタル 23回
保養施設等宿泊利用補助	960	480人
55生活設計講座	198	228人
若年層向けライフプランセミナー	27	33人
芸術鑑賞支援事業	139	87人
災害対策事業見舞金	90	3人
健康づくりカレンダー配布	2,077	全組合員
特定健康診査・特定保健指導	23,812	—
合計	207,764	—

*金額については、端数処理上、合計しても一致しない場合があります。

貸付経理

組合員の臨時的支出に対して下記のとおり新規貸付を行いました。

区分	件数(件)	金額(千円)
一般貸付	57	81,400
住宅貸付	8	51,801
教育貸付	14	37,800
合計	79	171,001

75歳以上の組合員の皆様へ

令和6年4月から福祉事業掛金を徴収することとなり、福祉事業に係る掛金率が下表のとおり改定されました。(単位:千分率)

	改定前 令和6年3月まで	現行 令和6年4月から	増減
福祉事業掛金	—	1.41	+1.41

お問合せ先 ☎ 共済組合 庶務係 023-630-2883

令和5年度山形県教職員互助会決算は、令和6年度 第4回 理事会及び令和6年度 定時評議員会において承認されました。

1 会員・家族数

R6.3.31現在

区分	令和5年度	前年度比
会員	11,107人	△65人
家族	7,194人	△256人

2 各事業の決算

一般給付事業

事業活動収入総額73,033千円に対し、下記事業等に支出しました。

- ・家族療養見舞金 41,315千円
- ・出産・傷病見舞金・災害見舞金及び埋葬料 15,125千円

福祉事業

事業活動収入総額251,235千円に対し、下記事業等に支出しました。

- ・会員療養見舞金 159,890千円
- ・結婚祝金等の給付事業費（上記除く） 57,824千円
- ・リフレッシュ推進事業等の福祉事業費 28,426千円

退職給付事業

事業活動収入総額は338,511千円となり、下記事業等を実施しました。

- ・退職生業資金 223,283千円
- ・貸付事業費 263,900千円

貸付状況

貸付種別	件数(件)	金額(千円)
生活資金	68	58,500
入学資金	9	16,900
住宅資金	8	58,300
研修旅行資金	0	0
自動車資金	62	101,400
教育資金	18	27,600
物品購入資金	3	1,200
合計	168	263,900
令和5年度末貸付残高	601	528,100

退職互助部事業

事業活動収入総額184,115千円に対し、下記事業等に支出しました。

- ・療養補助金 106,992千円
- ・脱退一時金等の給付事業費（上記除く） 185,548千円
- ・施設利用補助費等の福祉事業費 10,162千円

加入者数

区分	令和5年度	前年度比
現職加入者	5,842人	△119人
特別加入者	7,902人	△119人

公益事業関係

「スクールコンサート」を県内40校で実施し、事業活動支出総額は7,773千円となりました。

管理費関係

法人全体に関わる管理費で、996千円を支出しました。

お問い合わせ先 ☎ 互助会 総務係 023-631-5115

マイナ保険証使っていますか？

令和6年12月2日から現行の保険証は発行されなくなりますので、この機会に健康保険証としての利用登録をお願いします。(利用登録をしないとマイナ保険証として利用できません。)

令和6年12月1日時点でお持ちの有効な保険証は、12月2日以降、最長1年間(令和7年12月1日まで)お使いいただけます。



マイナ保険証を使うとこんないいことがあります！

- ・紙の保険証を使う時より医療費が20円安くなります。
- ・過去のお薬情報や健康診断の結果が見られるようになるので、よりよい医療が受けられるようになります。
- ・限度額適用認定証等がなくても、限度額を超える医療費の支払いが免除されます。(書類申請等の手続きが不要です。)※

※マイナ保険証をお持ちでない方の医療費が高額になりそうな時は、従来通り保険証と一緒に「限度額適用認定証」の提示が必要です。(書類申請等の手続きが必要です。)

マイナ保険証を利用するためにはどうすればいいの？



- ・利用前にご自身で医療機関や薬局、マイナポータルでの登録手続きが必要です。
- ・就職、転職、人事異動等で保険者(健康保険組合)が変更になった場合は、新しい保険者への新規加入手続きを行い、組合員資格登録が完了しないとマイナ保険証が利用できないため、ご注意ください。

詳しくは、公立学校共済組合HPの
「マイナンバーカードコーナー」をご覧ください



お問合せ先 ☎ 給付・年金担当 023-630-2884